

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成19年10月17日

京都市長 榎本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市中京区間之町通二条上る夷町567番地

伊藤 哲

2 建築協定の名称

京都市中京区夷町・松屋町建築協定

3 建築協定区域

京都市中京区間之町通二条上る夷町560番地の8, 562番地, 563番地, 564番地の1, 564番地の2, 565番地から567番地まで, 567番地の1, 568番地から571番地まで, 573番地の1, 573番地の2, 575番地, 577番地の1, 577番地の2, 578番地, 579番地の1, 579番地の2, 580番地, 581番地, 581番地の1, 582番地, 583番地の1, 583番地の2, 584番地の1, 584番地の2, 586番・587番合併, 586番・587番合併の1及び586番・587番合併の2, 同区二条通高倉西入松屋町44番地, 46番地, 47番地, 49番地, 49番地の1及び49番地の2並びに同区夷川通東洞院東入山中町545番地

4 建築協定区域隣接地

京都市中京区間之町通二条上る夷町557番地の1, 558番地の1, 559

番地の1, 560番地の1から560番地の7, 560番地の9から560番地の11, 572番地, 573番・574番・574番の1合併の1及び579番地の3, 同区二条通高倉西入松屋町51番地, 53番地の1, 53番地の2, 54番地及び56番地並びに同区夷川通東洞院東入山中町538番地, 540番地, 541番地及び543番地

5 建築協定の事項

建築物の用途, 形態及びその他の事項

6 協定の期間

5年

7 認可年月日及び番号

平成19年10月7日付け第13-004号

(都市計画局建築指導部建築指導課)